（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十五号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　大阪府大阪市の区域

第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域

第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　茨城県つくば市の区域

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第八十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百十三条及び第百十五条の二の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月十五日

厚生労働大臣　後藤　茂之

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一編・第二編　（略）	第一編・第二編　（略）
第三編　（略）	第三編　（略）
第一章　（略）	第一章　（略）
第一章の二　廃棄物の焼却施設に係る作業（第五百九十二条の二―第五百九十二条の八）	第一章の二　廃棄物の焼却施設に係る作業（第五百九十二条の二―第五百九十二条の七）
第二章～第九章　（略）	第二章～第九章　（略）
第四編　（略）	第四編　（略）
附則	附則
（保護具）	（保護具）
第三百二十七条　（略）	**第三百二十七条**　（略）
2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、腐食性液体の飛散、漏えい又は溢流による身体の腐食の危険を防止するため必要な保護具を着用する必要がある旨を周知させなければならない。	（新設）
3　第一項の作業に従事する労働者は、同項の保護具の着用を命じられたときは、これを着用しなければならない。	2　前項の作業に従事する労働者は、同項の保護具の着用を命じられたときは、これを着用しなければならない。